

いて、その使用的期間が一年をこえるときは、調達局長は、当該使用に対する損失補償の金額を一年分ごとに分割して支払うことができる。但し、その支払は、当該分割して支払われる損失補償の金額に対応する使用の期間の開始する日までにしなければならない。

(土地等の返還及び原状回復の制限)

第十一條 調達局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があつた場合において、土地等を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでもこれを有効且つ合理的に使用することができると認めるときは、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。

2 前項の場合においては、土地等の所有者及び関係人の受ける損失は、補償しなければならない。

3 土地等を原状に回復しないで返還する場合においては、建物の使用中に有益費が費されたことに因じて、その建物の所有者に利得が生じているときは、利得の存する限度において、これを国に納付させることができる。

4 前項の規定により納付すべき金額については、政令で定めるところにより、七年以内の範囲内において延納を認めることができる。

(不服の申立)

第五十二条 前条第一項の規定により原状に回復しないで返還するごと、同条第二項の規定による損失

の補償又は同条第三項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し不服の申立てをすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の不服の申立てに対し裁決をしようとするときは、あらかじめ、中央調達不動産審議会の意見を聞かなければならぬ。

(引渡調書)

第十三条 調達局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち会わせた上、総理府令で定める引渡調書を作成しなければならない。

2 前項の引渡調書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 返還する土地等の所在、地番及び地目並びに土地等の所有者及び関係人の氏名及び住所

二 返還する土地等の種類、数量及び形状

三 その他返還の際の現状を確認及び地目並びに土地等の所有者

及び関係人の氏名及び住所

三 その他返還の際の現状を確認するに必要な事項

三 土地取用法第三十六条第二項から第五項まで及び第三十八条の規定によるに必要な事項

の法律に特別の定のある場合を除く外、「土地等の使用又は収用」を「土地取用法第三条各号の一に掲げる事業」と、「調達局長」を「起業者」と、「土地等の使用又は収用の認定」を「事業の認定」と、「土地等の使用又は収用の認定の告示」を「事業の認定の告示」と、「第七条第一項の規定による公告及び通知」を「土地取用法第三十三条の規定による土地細目の公告及び通知」とみなして、土地取用法の規定(第一条から第三条まで、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条、第三章、第三十一一条から第三十三条まで、第五章第一節、第二百二十二条、第二百二十三条规定、第二百二十五条第一号及び第三号から第五号まで、第二百二十九条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十九条及び第二百四十三条第五号の規定を除く)を適用する。但し、土地等の使用の期間が一年を超える場合には、土地取用法第九十五条第一項及び第二百条中「裁決に係る補償金の払渡し」とある規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

4 第二項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することに因つて生ずる損失を土地取用法第六章第一節(第七十一条、第七十八条、第七十九条及び第八十一条を除く)の規定に準じて補償しなければならない。この場合において、損失補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

5 第三項の規定によつて支払った損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内払とする。

6 第四項の規定による損失補償に對し、調達局長と損失を受けた者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に申請することができる。

7 調達局長は、第二項の規定によつて土地等を一時使用する場合において、その使用期間が満了したときは、星帶なく、その土地等をその所有者に返還しなければならない。

8 前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。但し、当該土地等が第四項の規定により土地取用法第七十三条後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

9 第十二条及び第十二条の規定は、第七項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について準用する。

10 調達局設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のよう改正する。

第十二条の三第二項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第二号)第十二条第二項(同法附則第九項において準用する場合を含む)の規定により、内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

○根道政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基づきまして締結されました行政協定によりまして、日本国はアメリカ合衆国に

つて土地等を一時使用する場合において、その使用期間が満了したときは、星帶なく、その土地等をその所有者に返還しなければならない。

8 前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。但し、当該土地等が第四項の規定により土地取用法第七十三条後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

9 第十二条及び第十二条の規定は、第七項の規定により土地等をその所有者に返還する場合について準用する。

10 調達局設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のよう改正する。

第十二条の三第二項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第二号)第十二条第二項(同法附則第九項において準用する場合を含む)の規定により、内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

○根道政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険条約第三条に基づきまして締結されました行政協定によりまして、日本国はアメリカ合衆国に

対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域を提供することに相なりました。この義務を履行するためアメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等の使用または収用手続について必要な規定をし、もつて条約の遵守と私有の財産権との調整をはかることが、この法律案の目的でござります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等が民有のものであります場合は、日本政府はこれらの所有者または権利者と相互の自由意思に基く賃貸借もしくは売買等の契約に基きまして土地等の使用権または所有権を取得いたしまして、これをアメリカ合衆国軍隊に提供するのが本来の建前でございまして、このため日本政府としては所有者または権利者との自由意思に基く契約の締結のためあらゆる努力をいたす所存でございますが、これらの努力にもかかわりませず相互の合意に基く契約の締結が不可能である場合には、やむを得ずこの法律によりまして目的物を使用または収用し得ることといたしまして、条約上の義務を履行いたしたいと存ずるのであります。

この法律を適用いたしまして、やむを得ず土地等の使用、または収用手続を進める必要がある場合におきましては、その使用または収用の手続の過程におきまして、所有者等に不安を与えて、または財産上の損失を与える等のことがないよう十分留意することといたしまして、このためこれらの点について詳細な規定をしております土地収用法の内容を原則として取入れることにいたしましたのであります。

ことが必要かつ適切であると思われますので、これらの点を特に規定するとしていたしました。その主要な点を申しますと、
土地収用法の規定する事業の認定手続につきましては、他の多くの特別法におきましても例外手続が規定されておりますが、駐留軍の必要とする土地等の使用または収用の認定手続についても特例を規定することいたしました。
次に駐留軍の引揚げ、移転等に伴う土地等の使用廃止等の結果、從来使用中の土地等を、これらの所有者または権利者に返還する場合におきまして、使用中形質を変更したような場合は、これを原状に復して相手方に返還するのを建前といたしますが、原状に復することが著しく困難であるとかまでは、客観的に見て原状に復することが適正かつ合理的でないと認められます場合には、原状に復さないで返還することができるといたしまして、その原状に復さないことによつて所有者等に損害を与えた場合は、これを補償することとしたのであります。
また建物の返還に際しまして、建物の使用中その改良のため有益費が費されたことによりまして、その建物の所有者等に利得が生じておりますときは、利得の存する限度におきまして、利得金を国に納得させることができる」といたしました。

建物等を所有者または権利者に返還するに際しまして、返還時の建物の状態について双方立会いの上、引渡し調書を作成しておきまして、原状回復等について後日紛争が起ることを防止しようとするものであります。

最後に附則といたしまして、從来連合国軍の調達要求に基いて使用中の土地等を平和条約の発効後九十日を経過した後なお駐留軍が繼續して使用する必要のあるものにつきましては、六箇月を限度として一時使用をなし得ることといたしましたのは、この法律の本則の規定によりまして、土地等の使用、収用をなすためには相当期間にわたる準備が必要でありますので、その経過的措置として必要な規定をするとともに、損失補償等については、土地取用法による旨規定いたした次第であります。

以上概略の説明でございますが、何とぞよろしく御審議の上御可決あらんことをお願ひいたします。

○松本委員長 これより本法案について質疑に入ります。通告順に基きこれを許します。銀治良作君。

○銀治委員 私旅行をしておつて、まだ法案をこまかく調べておりませんので、提案理由で疑問を起した点一二、三を質問い合わせたしまして、あとは他の方に譲りたいと思います。

この理由を見ますと、日本政府が権利者と自由意思に基いて、その使用及び収用を強制的にせないで、契約に基いてやることを原則とするとなつておりますが、これはまことにけつこうなことだと存じます。ところで、それが行かぬ場合には、使用または収用を

強制的にやる、ところがこの点について見ても、駐留軍の使用が一時的のものと見るから、収用を建前とせないで、できるだけ使用を建前とすると、こうなつておりますが、そういたしましてそのとつた使用権は、一時的にとつたものであつて、永久にとらないものだという建前じやないかと思いまするが、この点将来に重大な問題がありますので、まずこれを明瞭にしてもらいたいと思います。

○根道政府委員 その点につきましては、鍛冶委員の御説のごとく、一時的に使うであります。政府といたしましては、必要なくなりますれば、できるだけすみやかに返すという考え方を持つておる次第であります。

○鍛冶委員 所有者と使用権者と同一人である場合は、元へもどるのだから問題はありません。ところが所有者と使用権者と異なる場合に、一時的のものであるとすれば、原状回復ということは、元の使用者に返す考え方のか、それとも使用権をなくしてやられるという考え方のか、これは重大なことだと思いますので、どういう建前をもつてやられるか承りたいと思います。

○根道政府委員 政府といたしましては、使用権を抹殺して軍に提供するというような考え方はいたしておりません。

○鍛冶委員 そうしますると、ではどういうことでやられるかを承りたいのです。

○長岡政府委員 ただいま長官から申し上げました通り、使用権者がありま

○長岡政府委員 使用権者のあります場合に、具体的の問題といたしましては全然わからない場合もあるかと思いまけれども、これは民法の規定の適用の問題、登記がしていないといったときには十分今後は話をつけまして、あるかと思います。期間が臨時と申しましても、今までの経過から見ますると見当がつかぬ、そういうことに相なりまするならば、十分話し合いをつけまして、そのときにはまた返すということにいたしますか、あるいはこの際ほかのものを借りなければならぬというようなことがありまして、その使用権を消滅させるという場合も出て来るかと思ひますけれども、このときには十分第三者協議の上で、後日問題の起らぬようないように措置いたしたい、かよう考へておる次第であります。

○鐵治委員 それではひとつ便宜上、収用というか、強制的でない場合の任意のときから聞きましょう。そうすれば一番よくわかると思いますが、賃借権者があり所有権者があります。そのときに、あなた方が任意でその家を使用することをきめられるときには、所有者と話し合われるのですか、使用者と話し合われるのですか。もつと具体的に申しますと、所有者とどういふ話をせられ、使用権者とどういふ話をしてやられるか、この具体例からいえば一番よくわかつて参るものと思ひます。

同意を得られた相手方に対しても強制力を用いたくない、こういう意味を申し上げた次第であります。御指摘のような場合におきましては、所有者に又借り権を要求いたしまして、そのまま賃借権者が承諾いたします場合には、そういう場合も起るかと思いますが、こういうごまかし適用の問題になりますと、この法律を適用いたします際に、率直に申し上げますれば、これは法務府とも十分打合せまして、最も妥当な解釈によりたいと思うのであります。ですが、その個々の場合につきまして、ただいま申し上げましたような一律に使用権を消滅させるとか、あるいは所有権を消滅させるとかいう方法をとらずに、各使用権者なり土地所有者の意恩を尊重して措置をいたしたい、かようと考えております。

ればおそらくそういうことは少つかつたろうと思うが、現在いわゆるどさくさでやつたがために、たいへんな問題が多々起つておろうと思いますが、その点はどうぞございますか。

序がすでに現状において保たれておる
ということもございますので、なかなか
か本法に付属してその規定を設けると
いう趣旨に至らなかつた。この問題につきましては、方法をいたしますれば、前の権利をもう一度生かすという
方法をとるか、あるいはこれによつて
損害を受けたものに対し金銭的な補
償をするか、この問題が残つておる。
講和条約発効後の問題を取ります本
法におきましては、一応この問題は引
離して考慮した方が妥当であろうとい
ふことで、この法律案にはその点を規
定いたさなかつた次第であります。実
情率直に申し上げまして、かような経
緯から本法を提出いたしました次第で
ござります。

○鍛治委員 しかばな今あなた方は運
いたしましても、この措置がとられて
おらなかつたということは非常に残念
な問題だと考へてゐる次第であります。

1

いうことができるはずはないので、これに対する具体的の機関はどういうものがあるのかちょっとわからぬです。どうしたもので認定されるのです。

同委員会その他の、も議論のあるものでござりますから、この場合におきましては、土地収用委員会そのものによらずに、特例を設けて措置した次第であります。

○沿岸説明員 土地收回法の場合に
やれるわけではないから、総理府に何とかそういう機関ができるでしよう。その内容をお聞きしたい。

は、建設大臣が学識経験ある者の意見を聞いて事業の認定を行うということを聞いておりますが、この法律ではやはり土地収用法二十二条に該当するものとして、内閣総理大臣が学識経験をもつて意見を述べる事

有する者の意見を聞くということに規定いたした次第であります。

○長岡政府委員　この場合、意見を聞くのはもちろん中央審議会であります。が、構想といたしましては、お説の通り総理大臣がみづからやるというのであるかということです。

○鍛冶委員 もつと意見を固めておきたい。そこで実際の事務を持つて行きたい、かように考えておる次第であります。

でもらわなければ、何かやるでしよう。でははなはだ困る。もう少し具体的に聞かしてもらいたい。

た諮問機関がございます。これが現在調達庁長官の諮問機関と相なつております。その委員会は、民間の学識経験者多数を網羅して構成してもらつております。その委員会は、この新しい法律委員会におきましての構想は、その委員会にこの事務を扱いまする最高の総理大臣の諮問機関たる性格もあわせて与えることにいたしておるわけであります。

○鐵冶委員 私の聞いておりますのは、中央調達不動産審議会の意見を聞かなければならぬと十二条の場合には書かれてある。ところが六条から八条までにはそういうものがないのです。そこで私はふしぎに思つた。これは何かなくてはできぬはずだがと思つた。

○長岡政府委員 第六条の場合の学識経験者云々という意味は、たゞいま官が申し上げました通りに、不動産審議会をもちろん活用するのであります。が、こればかりでなく広く意見を徵する道を開いた次第でございます。

○鐵冶委員 もう少し具体的に意見をまとめてもう一へん聞かかしていただきましよう。十二条のときにはやると書いておいて、ここにはそういうものに問わぬでもいいことに思ひざるを得ないのですが、これはもう少しあなたの方で今後の構想がまとまつたら聞かせてもらうことにいたしましよう。

その次は、これは前から法務委員会でやかましく言つておつたわけですが、返還の場合の原状回復の点であります。なるほど原状回復することをとことなつておる。これは当然のことと存じますけれども、例の行政協定

の四条でしたか、あれとの関係でですが、あれは日本政府と駐留軍との間だけであつて、日本政府と国民との間においては原状回復をする義務があるといふことを原則としてやられるものである、かように承つておいてよろしくうございましょうね。

○長岡政府委員 勅指摘の通りでござります。

○鍛冶委員 そこで原状回復の点であります、ここにこう書いてある、建物の返還に際し、建物使用中その改良のため有益費が費されたことにより、その建物の所有者等に利得を生じているときは利得の存する限度において利得金を国に納付させる。この考え方からいいますすると、この間もあなたの方の説明を聞くと、利得金があればそれを差引いて原状回復をやると言われるのですが、これは納付せることと違うのですか。やはりあなたの方も利得金があれば差引く。かりに十万円の損害があつたとする、利得金が五万円あつたとすれば五万円だけ返すといふお考えでござりますか。

○長岡政府委員 御指摘の通りでござります。損失が起つておるか、利得が起つておるかということを算定いたしまして、もしもらい分がたくさんできるならばという意味でございます。

○鍛冶委員 そこで問題が起る。かりにシャンデリアのようなものがくつておつたとする、なるほど考え方方によつては利得でしよう。それでこれ利得だから差引いてやるという場合、私はかようなものはいらないのだ、共つて行つてもらいたいと言つたらどうしますか。

は、先般も御説明申し上げたのですが、
有益費と申しますか、価値増と申しま
しても、事実上価値増と見られぬもの
があります。よく話の出ます床の間が
洋服ダンスになつたり、はなはだしき
に至りましては便所になつたり、これ
がいかにも金をかけて有益費のごとく
見られるのでありますけれども、有
益費であるかどうかという場合には、
実情を見て十分考慮いたしませんと、
金をかけてかえつて事実上は価値減の
なつているものがある。從来ともこの
点につきましては十分留意いたしま
して、価値増に見ない処置をとつてお
るのであります。ここにかような規定
を設けましたということとは、著しい機
会があるからであります。たとえば焼
けビルを非常に手をかけて住めるよう
にいたしまして、これを原状回復で返
せばいいのだと申しましたところで、
焼けビルにもどすことは意味がござい
ませんから、かような場合には金を支
取する。しかも自分がすき好んでやつ
てもらつたのでもないのに一ぺんに被
収されるということは困るから分納さ
せることにする。こうしたことなどで賃
います。この価値増の点につきまして
は、これは手かげんを加えるというう
味でもございませんので、從来とも十
分心して処置をいたしておりますが、
今後ともその点は同じ心構えで進んで
行きたいと考えております。

ばなものがついているじゃないかと言
うと、一方では、私のところはこんな
ものはないのだ、持つて行つても

○長岡政府委員 取除かなければならぬ場合があると思います。価値増として請求できぬ場合があります。

○鍛冶委員 私の申し上げたいのは、

うものを、無理に持つて行けといふことは無理な話ですが、そうでなく、本人がこんなものはあつてもいいといふ場合に、あるしやないかといふことで要求せられることははなはだ問題が起りますから言うので、それらの点は今後十分気をつけてやつていただきようをお願いしたいと思います。

そこで今度は、これらの点について、
話ができなかつたならば、これも内閣総理大臣に不服の申立てをすることができるということになつておりますが、内閣総理大臣の決定に対して不服があつた場合はどういう方法をとるところになりますか。

○総務大臣 これは十二条の問題だと思います。
思いますが、これによりますと、内閣調達不動産審議会の意見を聞いて裁決をするとしてありますと、その裁決に不服があるれば訴訟をやるということは、これで書いてなくとも当然でありますね。

○長岡政府委員 御指摘の通りでござります。
○松本委員長 加藤充君。

○加藤(充)委員 まず岡野さんに確かめておきたい。これは行政協定第三条との関連についてであります。直接調達の場合はどうなるのか。それはそれなりに当然だから規定がないといふことに相なるのでは、行政協定第三条に基いて権利、権力、機能を与えられた米軍の直接調達、この場合に対しても本法案の内容とする保護的なせめでもの規定は全部無意味になつてしまふと思うのですが、その点はどういう關係にあるのか、お尋ねしたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。直接調達というものはわれくは予想しておりません。大体これで全部日本政府がタツチしてやるということを考えております。

○加藤充委員 権利、権力、機能を全面的に掌握した米軍のことでありりますから、大臣の予想するといなとにかくわらず、そのオールマイティ的なる権能の実行は協定上当然に考えられるわけであります。従いまして今の大臣のよくなお話であるならば、行政協定の第三条の執行の方法について米軍との間にそういうことを予想しなくていいだけのとりきめがあつたのかどうか。もしないとして、ただ予想しないというのであるならば不見識きわまります。しかし御承知の通りに独立した国家でありまして、その独立した国家にお互いに頭に残つておるわけでござります。しかし御承知の通りに独立した日本の國が相対等の立場においてや

ことになつておるわけでござりますかね、むろん占領軍が微発的のことをやるから、こううことは絶対に許されない次第でございます。今後はそういうことはない、予想と申しましたが、そういうことはないはずございます。

○加藤充^{ミサキ}委員 行政協定の具体的な内容、とりわけ特調関係におきましては、第三条などが前面に出でて参る。この第三条を見まして、対等の独立国になつたのだからとさくさまぎれの占領下のような事態はない、行政協定につてもそういうことはあり得ないのだというような考え方は、この行政協定の内容を厳粛に読み、かつ検討したのにとつては、おめでたすぎるか、おまかせだといふべきだ。前年の韓國附会のごまかしであるといふのは譲和善後においては独立が回復されるのだと宣伝をかねんとして来たのであるが、もなければ対等の約束である、あることにならざるを得ない。大臣のお話を聽いて、この行政協定には書いてないと何ども理解し、だからこれは重大なことでもない。このような行政協定というようなものを具体的な内容にした日米間の締結の行政協定には書いてないと何ども理解したことでも、保障したことでもない。このようないいえんでもとわれくが主張しているゆえんであります。論争になりますから、それ以上のことばここでは預かりますが、二点に、行政協定第三条に基きまとと、米軍の施設区域においてはもちろん、隣接する土地、領水、空間においてもまた同様であり、さらに私どもここでお尋ねしたいと思うのは、そちらの区域施設の近傍においても、先ど來質問している諸点について権利・権力、機能を持つた米軍の直接調達

いうようなことが考えられるのであります。ここでお尋ねしますのは、近傍しませんと、かつてなところにかかる物件、こういったものを調達したことなどは、どういうところが近傍であります。またたく不安この上なしとして、状態になりますが、ここで区域もくは施設の近傍というのには大体どううことを具体的に言うのか、その点承りたい。なぜかならば、横田の基地がある、そこに米軍の軍人、軍属並にその家族等が手前の都合のいいよなところに住居を構え、「例を申しますならば、箱根の山の上の温泉近くに居宅を構える」というようになつて、その居宅の接收といふよなことが起り得るのであります。横の近傍とはいなるものと言うのか。また横田の近傍といふ概念の中には、箱根は当然に入らない、というような狭が成り立つののか、その点を確かめおきたいと思います。

○加藤充委員 私は岡野さんのか所管大臣だと思つておりますけれども、少くともこの行協政定の具体的な実現を担当されるのは岡野さんだと思ふ。岡野さんがこの具体的な内容の決定において、近傍といふのはどういふものであるかといふことがおわかりにならぬで、また岡崎大臣とやらに正管大臣の説明の職責を怠らまわして移されるのは、不見識もはなはだしものだと思うのですが、その点ももう回だめ押しへ近傍とはいかなるものゝ承りたい。

○西野國務大臣 お答え申し上げます。近傍とは読んで字のごとく近傍ござります。しかしこの特別調査庁でありますところの土地とか建物に対して借りるとかこれを提供するとかいふことは近傍であろうが全国であろう同じことでありますから、近傍の定義をここではつきりしなければこの法をわからぬというもののじやなかろうと思います。

○加藤充委員 第三条には、先ほ
来指摘しましたように、施設及び区
の内部あるいは隣接する土地、領水
空間、またはその区域施設の近傍と
う三つの場合が書いてあるのであり
す。だからわれわれはこの区域施設
のうは日本国中にかつてにつくれ
のか、逆に言うならば、日本国中が
域施設として米軍の基地にされても
かたがないのか、こういうことにな
らば、その隣接するとか、または近傍
かいうものの規定の仕方というものの
無意義になつてしまふのであつて、
まく規定していくも、それは規定
しがいがないのであつて、結局日本
中区域並びに施設としてやれると同

だ。近傍というものが別に区別がないと思うのです。その点が、このたびの収用、使用の法案の検討について、あるいは法案が法律になりまして、具体的に発動します場合についての、国民の関心事の重大なるところだと私は思うのでありますて、今の大臣のような解釈と答弁では、これはせめてもの、講和あるいは講和の発効ということに淡い期待を持たせて来た政府としては、無責任過ぎまる、こう思うのですが……。

法案の名前に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案という名前をつけられているが、こうしたこと 자체がべらぼうなんで、それじや米軍のためにする土地等の使用等に関する特別措置法案でいいと思う。この土地等の使用等に関する特別措置法案というのは、あと私は具体的に各箇条について、憲法の保障する日本人の財産権といふものとの関連について、質疑を続けたいと思います。それでこの質疑の結果明らかになるとだと思うのですが、こういうような財産権の侵害あるいは躊躇になるような、土地等の使用あるいは収用等に関する手続なども、行政協定に根源を発するから問題があつて、特別の立法の措置も政府は必要だと考えておるわけあります。もし「安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う」という限定がないならば、何ら特別な土地等の使用などに關する特別立法を必要としないわけであります。政府の答弁のようなことであるならば、われ／＼はまた考えを新たにして、別個の条件と角度を附加して、この検討をしなければならないと思うが、それでいいのですか。

うということではないのであります。この権能の結果、土地とか家がいるということに相なりますするならば、これは第二条に規定いたしております合同委員会にかけて、これを提供する場合がつくものと思うのであります。従いましてこのときに、土地なり家なりを提供することが適正かつ合理的だと判断ができますならば、ただいま提出いたしております法律によつて措置する、こういう意味にわれへ解釈いたしておる次第でございます。

○加藤(充)委員 その権利、権力、機能ということの内容について私は言いませんが、権利、権力、機能を持つた米軍のこの力といふものは、区域及び施設の内部、あるいはそれに隣接する土地、領水、空間、こういうところと同時に、その施設及び区域の近傍といふことの範囲内にその力が振われるのです。逆に言うならば、それ以外のところにおいては権利、権力、機能というものを米軍といえども持つていなさい。こういうのが行政協定第三条の建前である。しかるに今のお話のようなことになりますと、隣接する土地であるとか、あるいは近傍における云々とかもうよくなこまかた規定は、全部ないことにありますと、隣接する土地であるとか、あるいは近傍における云々とかもうよくなこまかた規定は、全部必要とあつたらお使い遊ばされてやいし方ありませんという、まるで負け犬が尾っぽをまたの間にはさんでしまつて、行政協定第三条の規定は無意味になり、国民を瞞着したことになります。こういうことを私は考えるのであります。ですからこの行政協定第三条に一番はつきりしない近傍といふ

のは何だ、アメリカのこの権利、権能を制約する地域的な条件といふものは、一にかかるてこの近傍といふことになつて来る。近傍といふものには、うな意味ではないということになるならば、日本国中かつてに使つてもいいと、いう権利、権力、権能になるから、近傍とは何だ、具体的に言つてみろ、こ^ういう質問をするのであります。

○長岡政府委員　ただいま私の申し上げましたのは、第三条では、近傍でいろいろな権利を持つておりますが、しからば具体的の場合に近傍がどこまでであるかということは、これは問題が起きましたときに具体的に決定されるものと思うのであります。本法との関係におきましては、ただいま申し上げました通り、たとえば一つの地域をすでに駐留軍が使っております場合に、その施設の利用のために、さらにその地方の土地なり建物が必要になつて来る、こうしたことになりましたならば、別に本法に規定いたしておりますような手続をとつて、合同委員会にもかけました上で、それが合理的なやうだという判断に立ちました場合に、先ほど来申し上げております隨意契約なり、本法を適用して収用するという問題が、新たに起つて来る問題であります。われく、いたしましては、第三条に基いて直接土地をかつてに取扱うべきということはないものと、かような——直接日本国中どこでもかつて使つてさしつかえないのであることを相なりますならば、これは、安全保謄約なり行政協定を結んだ根本の趣旨が没却されることになります。さような意味ではなくて、三条に基きます

要要求する場合に、もちろん日本側がこれを提供することになるのですから、合同委員会にかけるなりそれべの措置をとつて決定されるべきものだと、かように考えておる次第であります。す。

○加藤(充)委員 三条々々で、三条がすきで、問題の中心になりましたから、本法案の三条についてさうそくお尋ねいたします。「駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は収用することができること」ということで、そこでお尋ねいたしますが、適正かつ合理的といふのは、一体どういうことを具体的に言うのか、近傍でないものを、あそこもほしいというようなことになつたときに、それは近傍でござんせぬというような場合も、適正かつ合理的でない場合になるのではないかと思うのであります。この第三条の規定は、第七条の三項にも関係がありまして、こういうような適正かつ合理的でないような場合には、拒否ができる。そしてまた要望があつても、使用または収用することはできないのだということが言われなければならぬらしいと思うのであります。また第三条等々は、そういう余地があつたかもあるような体裁を巧みにとつておると思うのであります。それでお尋ねするのですが、適正かつ合理的といふようなことが、今言つたような御答弁の趣旨によれば、何が何だかさっぱりわからなければ、一切合財が適正かつ合理的である、向うの必要だと

思表示があるならば、一切合財が適正かつ合理的なものとなつて、結局日本国民の粒々辛苦の財産というようなものは、米軍の意思いからによつて、これは收用または使用されなければならなくなると思うのです。適正かつ合理的という本法案の第三条の具体的な内容を承りたい。承らなければ、日本国民としては安心ができない、こう思います。

○長島政府委員　この点につきお答えは、先日池田さんの御質問にもお答えいたしたのであります。どの土地を、どの建物を使うということは、実は現に予備作業班で作業いたしております。引続きまして、合同委員会で決定されるのであります。合同委員会の話がつきます場合には、そのときには、日本側から十分その土地を軍で使わざるを得ないことが適當であるかどうかということはきめられるのであります。が、規定の建前といたしては、かような合同委員会が一応これを使うということをきめましても、これは強制力を用いてやるか、あるいは隨契でやるか、ということになります。きめるのではございませんから、特調の局長がそれを扱いますときに、強制力まで用いてやると、いうことになりましたときには、ここに書きました適正かつ合理的、これは確いて申しますならば、だれが見ても、一應納得の行く、日本防衛という意味から、駐留軍がそこに駐留いたしますて、そのためにはその土地なり建物がいるであろうということが納得の行く場合に提供する。こういう建前にいたしましたのであります。そのときに強制力まで用いてやるということは穢やか

でないといふようなことが起りますならば、さらにまたこれは合同委員会にもかけて、協議を進めて行かなければならぬ場合がある、かように考えておる次第であります。

○田中(嘉)委員 関連です。先ほど加藤委員からの質問に対し、大臣並びに他の政府委員からの御答弁を聞いておりますと、近傍ということは本法案には関係はないといふことのようですが、そこでこういふうに解釈をしてよろしいことになりますか。近傍であらうがあるまいが、全面的にどこでも駐留軍が必要とする場合には、本法によつて使用や収用をしなければならない、もちろん手続によつて拒否でもきましょくけれども、ともかくも一応本法案の問題になる、地域的には問題ではない、といふうに解釈してよろしいかということ、それが一つ。

それから行政協定の第三条に近傍、隣接区域といふことが書いてあるが、そういうことに関連なしにこの法案が出されたということであるならば、これは行政協定なりあるいは安保条約なりのどういう箇条に根拠を置いてこの法案が立案されたのであるかということ、この二つをお尋ねしておきたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私の考え方いたしましては、まずどんなところを駐留軍に使わせるかという問題と、そういうことがきまりました場合に、調達庁としまして、これをどう取扱うかということ、この二つの問題だと思います。そこでお説のようにどこでも駐留軍に使わせていいかというようなことが出て来るかどうか、というようなお話でございましたが、これはやはりほんとうにアメリカ軍が

日本に駐留するのには、どのくらいのところにどのくらいのものを置いたらいいかということが両国で合致しまして、合同委員会でその辺に置く、置かしてもらいたい、こういったことを話合ひがつきまして、初めて今度はこれを調達庁が調達して提供するということになりますから、事実の問題としまして、わたくしもいたしましては、あまり多くあちらこちらに駐留軍が散在するということはおもしろくない、こう考えておりますから、できるだけ集約しておつてもらいたい、できるだけ範囲を狭くしておつてもらいたい、こういう希望で合同委員会に臨んでおるはずでございます。でござりますから、そう廣汎には、どこへでも日本の土地建物を提供するということにはならぬはずでございます。

員は「一体近傍」と言うけれども、どの範囲のことを言うのであるか、横田基地に名を借りて箱根の山をどん／＼いろいろな名目で収用・使用を要求されたのじや困るじやないか、という国民の切実な気持を代表してお尋ねしておるわけです。そのときに大臣の答弁は、近傍という問題は本法案には関係ありません、こう来た。そこで私は再質問しているわけです。

○岡野国務大臣 詳しくは事務当局から答弁いたさせます。

○長岡政府委員 どの規定に基いてこの法律案を提出したか、こういう御質問でございますが、主たることは、行政協定の二条に「安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。」これによりまして施設、区域を提供する義務が政府にございますので、これを実行いたしますために、この法律案を提出いたしたのでござります。先ほど申し上げましたのは、これに基きまして使用いたしております土地建物の附近におきまして、あるいは第三条の關係でさらくに土地とか、建物が必要だという問題が起きるかもしがれぬ、そのときには依然として問題は二条に返りまして、これをさらに提供しなければならぬかどうかということは、検討した上で提供するつもりでございます。かような意味をもつて申し上げた次第でござります。

○田中(轟)委員 そうしますと、これが近傍なりやいなや、行政協定第三条にいうところの隣接区域なりやいなやという判断、これも合同委員会でやるというお考えですか。もつと具体的に申します。今の設例をそのまま持つて

から、どうしても箱根に邸宅がほしいという要求が出たとします。そこで強羅ホテルなら強羅ホテルを接収する。接収という言葉がいやなら、一時使用したいということになりますね。その場合に強羅ホテルをそういうふうにするか、せぬか、それを許すべきかどうかということを判定するのは、やはり合同委員会がやつて、それに基いて調達事務だけをこの規定でお宅の方でなさるのかということです。

○長岡政府委員 ただいまお示しくださいました例のごとく、横田基地に通常軍人が箱根の山に住宅を持つ、こういうことは本法に規定いたしております適正かつ合理的だということはできぬと思いますので、かような場合には、これは使用なり収用はできないのございますが……。

○田中(義)委員 だれが判断するかと申しますのは、合同委員会ですか。

○長岡政府委員 それは先ほど申し上げましたように、おそらく適正で合理的だということは合同委員会の判断と政府の判断といふものは一致すると思いますけれども、本法に規定しておりますのは、先ほど申し上げました通り、さらに翻つてもう一度検討いたしまして、本法によつて強制力まで用いてやるかどうかということは、内閣総理大臣において認定を受ける。その場合にかりにただいまの設例のごとく、横田基地に勤める人間の住所を箱根の山に設けるということが出まして、これは政府といたしまして適正、合理的でないという判断に立ちますならば、これは合同委員会に対して是正方を申入れる措置をとらなければなら

からまた原状回復をしてもとうてい原状回復の利益が上らないというような場合においては、その損害の穴埋めを利害請求権といふことでいたすのであります。そうして同時に原状回復義務と損害賠償請求権とは、やはりその権利主体の選択的な行使によつて私は確保されていると思うのですが、この法案の中身を見ますと、もう原状回復ということが全面的にはずされてしまつて、損害賠償で泣寝入りしろといふような体裁になつてゐます。これは所有権の著しい侵害であり、騒動である、憲法に保障された財産権といふものをこの法案は蹂躪しておると私は思うのであります。しかも損害賠償の具体的な場合におきましては、何らかおつかぶせ的にこの規定があります。有効かつ合理的に使用することができるのは、原状回復の義務がないということをいつておる。裏がらいうと原状回復請求権がないことになる。それから有効かつ合理的に使用することができると認めるときは、だれが認めるのがが問題であります。しかもこの物件の価値、権利の価値といふのは、主観的な価値、客観的な価値、もつと基本的に言ひならば使用価値、交換価値の増減といふものが具体的には問題になるのであります。こういうよろくな一般的な各条件を前提にいたしまして、損害賠償の額あるいは損害賠償請求権の成立といふことが考えられるのであります。有効かつ合理的に使用ができる場合には原状回復の義務がない、損害

賠償だけが残される、損害賠償というようなものは今申し上げましたような形で、結局現実の場合においては何にもならない。床の間が便所になつたからといつたって、この辺にりつばな道路ができたじやないかというような路とになつて、その土地が上つた。利用価値一般が社会的に増加した、総合的な判断においては床の間が便所になつたというだけでは具体的な損害とは言えないじやないかということになつて、みれば、何のことではない、使つただけで返してしまつて、それであとは泣寝入りということになつてしまふのではなくいかと思われる余地がこの法案の中多分に組み入れられておりますので、その点いま少し具体的に御説明を承りたいと思います。

うなことなら別でござりますけれども、ますくその家に相應したものであつて、元のほどではないけれども使われるという場合には、わざくそものをおこして、元と同様なことをしなくてもいいぢやないか、そのときに価値が減つておるならば金錢で補償する、こういう意味を規定いたしたのでありますて、先ほども申し上げました通り、ただいま御指摘の通り、なるべく払うまし、文句をつけて補償はしないといふ趣旨を盛つておるわけでは毛頭ございません。むろかよくな規定を設けましたことは、かくしなければならぬということを事務を行ひます者が縛られる部面が多いのであります。かよくな場合になるべく損失を補償し、迷惑をかけないようにしたいと、いうのが根本の趣旨でございます。

と、私は否認されておることだと思います。第九条に建物の形状を変更して従来用いた目的に供することができない場合においては、建物の所有者はその建物の収用を請求することができるという規定があります。しかしながら先ほど申し上げましたように、建物の所有者の意思を離れて借上げたもの、あるいは一時使用する権限を強制力によつて与えられたものが、かつてに、無制限にやるということになりますれば、「この第九条の「建物の収用を請求することができる。」というような規定は実際上あつてないようなものであつて、結局建物の収用と使用との実質が何ら異なる。逆にいいますと、使用という形で収用と同じ実体を行い、しかもその補償などについては、収用ですから賃料の具体的な支払い、という形で分割払いになります。期限に払うことになります。されば、こういうような権限の中身を第九条できめておられますれば、一思いに殺すなら殺してもらつた方がいいので、殺すか生かすか、なま殺しにしておくといふような規定は国民にむしろ重大なる不妥と、被書を与えるものではないか。第九条の規定はこの意味において所有者をなばかにした規定の趣旨に解釈されると思うのですが、その点はどうなりますか。

ました場合に、この規定を設けましたのは、むしろ所有者の権利を擁護いたしますために、当然買取りを請求される前の使用、今御指摘になりました通りに使用といいながら、これは買取らなければいかぬということを権利として主張はできる。そのときには買わなければならぬということで、権利者の権利を擁護するつもりで規定いたしましたのでござります。

○加藤(充)委員 初めからちや／＼むちや／＼ちらこわす意思で借上げる場合は別だ、こう言いましたが、初めからやつても途中からやつても、権限に基いた使用の期間において、所有者の意思を離れて、返してもらつてもしようがないというような状態にまで徹底的に原状の変更を量質的にやつてしまふというような権限が、借上げた者、使用者を持った者に与えられるということになれば、私のただした不安はあなたとの説明や答弁では解決されません。初めにやつても、途中でやつても、返す前にやつても、とにかく適法な使用権のある間に、所有者の意思と離れて、先ほど来繰返すように、返してもらつてもしかたがないほどの変更を使用者の権限としてやれることになつてしまふならば、私の不安は解消されないと思います。今までお尋ねした点について、民法の四百八十三条の精神なり原則は、著しく蹂躪されてしまつてゐるのであります。しかしこの質疑は、よう規定になつておりますが、それ一応これで打切りまして、次の点に移ります。

では不当ではないか。財産権の明らかなる侵害になるのではないか。ただ損害などについて、ごちや／＼申し上げる事ができるというような不服の申立ての道を開いたのでは、不服の申立ての聞き方が不十分きわまる。しかしながらからここへ憲法違反になる問題を巧みに解決する形で一条入れておこうではないかというずい考え方しか持たないと思うが、その点はいかがですか。

○長岡政府委員 十二条はさようない考え方で入れた規定では毛頭ないのでありますて、実は収用いたしますときには、収用委員会にかけましていろいろ決定を見るのであります。この十二条は、返しますときにわれ／＼事務を取扱います者が、これでたくさんだ、これだけ補償すればよいのだといつて押しつけがましいことをやるのではない。詰合いがつかないときは総理大臣まで訴えて、さらに考慮されるという意味で書いた規定でございます。

○加藤(充)委員 先ほど尋ねるのを漏らしましたが、必ずしも重要なことであります。条文の規定の上から言うと明らかなようにもなつておるのであります。がしかし、反面明らかにしておく必要があるのでお尋ねいたしますが、そういうような使用または収用の地域、あるいは物件の表示といふうこと、が現実にされるのかどうか。よく役場などの前に何番地土地何坪というような表示があり、あるいは何番地の地上物件何々といふような表示があつても、さて現実に参りますと、その地境がはつきりいたしません。土地の地境といふものは往々にして不明確

なものです。山林などに至ります。さる場合に、出先の軍人がかつてにここまでだつてなされる場合、現地に表示をすることが善意でされ、しかも間違いのない場合はいいが、善意でも間違いがあつた場合、あるいは文書では明らかでない場合、事実に反するようなことを逆に悪意でやられているような場合が必ずしもないと断言できないのであります。そういうような表示のやり方、あるいはその表示の形式、手続といふようなものについて承つておきたいと思います。

それからもう一つ、時間がありますませんので急ぎますから、まとめてこの際お尋ねしてしまいますが、附則の第二条。従来連合軍最高司令官の要求に基づいて使用し、現に使用している土地等で、法律の施行の日から九十日を経過した後、なお引続いて使用する必要があるというものについては、さらに六箇月を越えない期間において一時的に使用することができるということが記載しております。それでこの際、この規定は民法の原則から言うと、やはり主権のきわめて重大な侵害になつてゐる。普通の取扱いだつたらば、大体施行の日から九十日もたてばもう返つけるということは、民法の原則、有財産の保障の点から見ていかがかと思われるのです。その点が

それから六箇月を越えない期間において一時使用することができるといふ規定の性質は、これでその間にさらに必要だというようなことで、そうしてこの収用または使用的認定が下され、結局元のもくあみというようなことになってしまふのであるならば、一時的に使用することができるという規定の意味は實際上はなくなつてしまふかと思うのでありますと、法律の建前から、「一時的に使用することができる」という規定は、あくまでその規定の持つ字義とその規定を入れた意図といふものが貫かれなければならぬが、結局言うと、九十日たち、さらに六箇月たつの場合においては、そのときには返してもらうという実体裏づけがないければ、附則第二は、これもほとんど有効の場合が考えられない、無用の規定ではないか。何のことはない、結局還付されるという実体はこれでつぶされてしまうのではないかと思う。

が、あとに述べましたような補償の内容や条件や数額というようなものまでも政令で定めるということになりますと、これは政令にゆだねるからざるところのもの、すなわち意見の白紙的な委任状を政令に与えたということになります。そういう点で確かめておきたいと思います。

○長岡政府委員 お答え申し上げます。第一点の、どこからどこまで使うのだと、祭場の告示板にいかげんな告示をしてそれで済ますのではないとか、というような御懸念の点であります。が、第七条にも規定いたしておりますが、さようなすさんな手続をいたすつもりは毛頭ございません。従来とても、軍が接收地域を指定して参りましたときに、現地の市町村なり関係方面との御協力も得まして十分に調査いたしました、関係の向きにお知らせして措置いたすことにいたしておつたのであります。今後ともその手續を粗略にいたす考えは毛頭ございません。

それから附則第二項の、六箇月一時使用を許すといふことがいかぬいやないかという御質問でございますが、これは現状におきまして、予備作業班などで、解除になりますものの手續を実態についていろいろ打合せております。講和条約が発効いたしまして九十日たつて、なお、出るに出るところがない。軍の方においてもなるべく早く解除したいという気持を多分に持つておることはわかるのでありますが、これがたまには引越す場所その他の準備がいりまするので、早くあけて引揚げるということが事実上非常にむずかしい場合がございますから、この間の契約

と、かつ、六箇月間ありますならばそういう問題も大部分解消するであろう、こういう意味からこの規定を設けた次第でござります。理論いたしましては、訴がつかない、しかしどうしてもいるということになりますれば、あらためて本法に規定いたしております手続をとらなければならぬのであります、この意味は、契約が穴があきましてもかえつて所有者にも迷惑をかけることになりますから、この契約につきましては、権利者の権利を擁護することに十分努めるであります、が、ただいま申し上げましたように、六箇月間で大体訴もつき引揚げの見込みもつくであろうという意味で、この規定を設けた次第であります。

それから六項の政令の定めるところ云々につきましては、これは御指摘の通り手続だけの問題であります、ここでごまかして内容のひどいものを作るというようなことは毛頭考えておらぬ次第でござります。

○加藤(充)委員 私は、本法案と関連した意味合いにおいて、アメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案の第二条、第三条、それから第四条あたり質問をしたいのですがあります、これはどこの委員会にまわっておりますのか、あまりさしこがましくなりますからきょうはやめておきます。しかし私どもがいろいろ検討いたしましても、これはずいぶんひと過ぎると思うのです。大臣がおらないから、事務当局に質疑してもいたいことは結局行政協定というような重

要な国民の権利義務に関する問題

単に米軍の駐留やその所在等について
きめるという安全保障条約の第三条に基く規定以外のものが行政協定にきめられておる。しかもその行政協定という形式が、アメリカの慣例に基いて、アメリカでは国会の承認を要しないといふようなことを不届きにも日本に押しつけ、また自由党の吉田政府がこれを甘んじて受入れました結果、国内法との関連にまつたくつきはぎだらけの、憲法に抵触してしまふようなことを無理してこじつけて行かなければならぬ。すなわち国内立法体系といたしますれば、木に竹を継いだようなひどいものが随所に出て来ておる。日米間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴うという題目つきで幾多の諸立法がなされておる。これは大きな汚点であります。この法案についてもそういう点が簡単に見ましただけでも明らかに表に出て来ておるのでありまするが、私どもはこのように憲法に違反し、とりわけ国民の憲法で保障された私有財産権というものを蹂躪するような立法には、国民の権威としても賛成するわけに行かない。法律上はこういう立法は不法かつ不当なものであるという結論を今の答弁によつてます／＼明確に持つたわけであります。詳細の点についてさらなる具体的な質疑を重ねなければならぬと思ひますけれども、今、法務委員会が始まつております／＼発言の順番になつておりますから、私の今日の質疑はこれで打切ります。

○松本慶貞　本法案の連合審査会はこれをもつて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十三分散会

昭和二十七年四月三十日印刷

昭和二十七年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所